

令和 5 年 6 月 3 0 日
農林水産省告示 8 2 2 号

内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において読み替えて準用する漁業法
第 41 条第 1 項第 5 号についての適格性の基準

内水面漁業の振興に関する法律第三十条において読み替えて準用する漁業法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める許可を受けようとする養殖場の基準は、うなぎ養殖業について、次の各号に定めるものとする。

- 1 養殖池が水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、飼育水が漏れるおそれがないものであること。
- 2 養殖池が用水設備又は揚水設備と接続し、かつ、排水設備又はこれに代わる設備と接続していること。
- 3 養殖池がうなぎの体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、振動、衝撃等により容易に損壊しないものであること。
- 4 養殖池が土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、養殖池が屋外から隔離することができる室内に常置される場合にあっては、この限りでない。
- 5 飼料の保管及び給餌の用に供する設備があること。
- 6 養殖池及び関連施設が一体となって、うなぎが養殖池及び関連施設から外部に逸出しないように、逸出防止措置が講じられていること。
- 7 養殖池及び関連施設が一体となって、鳥類又は哺乳類に属する野生動物による被害の防止措置が講じられていること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日（令和 5 年 6 月 30 日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に指定養殖業の許可を受けている養殖場については、この告示の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、この告示の規定は、適用しない。